

高松市長 大西 秀人 殿

高松市農業委員会

会長 三 笠 輝 彦

令和 8 年度高松市農地等利用最適化推進施策等 に関する改善意見

我が国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等により「農地と人」の構造的な課題が深刻化しており、令和 6 年度の食料自給率は、カロリーベース目標である 45%に対して 38%と依然伸び悩む状況であり、大変厳しい状況にあります。

その一方で、気候変動や国際紛争により、食糧やエネルギー資源、肥料、農業資材、飼料などの価格が高騰し、農業経営者の負担は大きく、新たな農業後継者の確保が一層困難となっています。

このような中、昨年 6 月、国は、農政の憲法ともいわれる「食料・農業・農村基本法」を改正し、本年 4 月には、具体的な政策目標を掲げる「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、食料安全保障と農地の総量確保を重点方針として、初動 5 年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとしています。

また、香川県では、令和 3 年 1 0 月に策定された香川県農業・農村基本計画が本年度をもって計画期間を終了するため、これまでの取組の成果や課題等を踏まえ、新たな基本計画の策定作業が進められています。

本市においても、昨年 3 月に 13 年度を目標年度とする高松市農業振興計画を策定し、創造性豊かで持続可能な農業の実現に向け、「人づくり」、「ものづくり」、「基盤づくり」、「地域づくり」の 4 つの基本方針をもとに種々の施策に鋭意取り組み、農業施策を総合的かつ計画的に推進しています。

これらの状況の下、本市農業委員会は、改正農業委員会法の施行以降、継続的に、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」など、「農地等利用の最適化」の推進に向け、委員が一丸となり、積極的な取組を行っています。

しかしながら、このような様々な取組を進めてもなお、「農地」と「担い手」の問題を始め、農業者の努力や地域の活動だけでは様々な課題の解決が困難な状況であり、農業委員会を始め、JA・市・関係機関がそれぞれの連携をますます強化して、効果的な施策・事業を進めることが不可欠であります。

このようなことから、次のとおり高松市農地等利用最適化推進施策等について具体的な改善意見を取りまとめました。

つきましては、令和8年度高松市農業施策の予算・事業に確実に反映されるよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見を提出いたします。

記

1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について

(1) 地域計画の策定後の見直し

令和7年3月24日、本市では今後10年を見通した農地利用計画とされる地域計画を策定し、計画策定後も適宜見直し、農地の利用集積を進めることとしている。

しかしながら、現在県内で策定済みの地域計画においては、10年後の耕作者が未定の農地が7割以上となっており、このままでは時間の経過とともに耕作者がいなくなり、耕作放棄地になることは避けられない。

そこで、本市の地域計画の担い手については、販売農家に限定せず、農地利用の受け皿となる幅広い人材を積極的に位置づけること。

また、担い手及び農地貸付希望者等の情報を有効に活用することができる、本市独自の支援体制を構築すること。

(2) 中心経営体の確保と担い手の育成支援

令和7年6月に香川県農業会議と本市を含めた県内市町農業委員会が掲げた「第3次・かがわの農地利用最適化推進一斉強化運動」の下、農地利用の最適化活動の一層の取組強化を進めているが、農業後継者が減少する中、農地利用の受け皿となる中心経営体の確保が喫緊の課題であることから、引き続き、地域計画に位置づける認定農業者や集落営農組織などの中心経営体の確保と担い手の育成を推進すること。

また、農業用機械や施設整備の助成など、経営規模の拡大を希望する担い手への支援のための予算を確保すること。

(3) 多様な農業人材への支援

兼業農家や半農半Xなどの多様な農業人材は、地域における農地管理の重要な役割を担うことから、令和6年度から県が導入した多様な農業人材支援事業に係る予算を確保するとともに、県に対して、事業費拡大の予算要望を行うこと。

また、多様な農業人材の要件である50万円以上の販売農家については、事業取組を推進するため、販売額などの条件緩和について、県に要望を行うこと。

さらに、多様な農業形態においては、機械施設などの設備投資は大きな負担となることから、レンタル農機などの活用を検討すること。

(4) 地域計画における農用地利用集積等促進計画への支援

令和7年度から、地域計画の実施に当たり、原則、香川県農地機構を介した農用地利用集積等促進計画による農地貸借に移行したことに伴い、その取扱数の増加や地域計画との調整など、香川県農地機構の業務量がこれまでよりも大幅に拡大していることから、本市における農地の貸借機会を損なうことがないように、本市に3名配置されている集積専門員の増員を始め、一部委託による事務従事者も含めた人件費等の必要な活動予算を確保し、香川県農地機構の取組に対して支援

すること。

また、県にも同様のことについて強く要請すること。

(5) 小規模基盤整備事業の促進

小規模農家が多い本市の実情を踏まえ、小規模農地の利便性向上のため、本市の「高松市土地改良事業（小規模ほ場整備事業）」（事業費の100分の85以内、2戸以上で1団地概ね1ha以上）については、より一層活用されるよう、小規模農家への対応など、補助率の見直しや受益面積に係る要件の緩和を検討すること。

また、県の「土地改良事業単独県費補助金」（補助率は事業費の県100分50と市100分の45の合計100分の95以内、2戸以上で中山間地域の受益面積5ha未満）についても、より一層活用されるよう、中山間地域以外も対象地とする拡充を県に対して要望すること。

(6) 所有者不明農地に係る対策

近年、農業従事者の高齢化や後継者の減少により、相続放棄されたなど、未相続農地の増加が問題となっている。

特に、所有者不明農地は、他の担い手が所有権を受けて農地利用することができず、荒廃農地の原因にもなることから、所有者不明農地の所有権移転を可能とする法整備を国や県に要望すること。

2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について

(1) 条件不利地における農地利用の支援

我が国において、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、農業の担い手が減少の一途をたどり、耕作放棄地の増加が危惧され、特に、耕作条件の悪い中山間地域などでは、その傾向が顕著になっている。

そこで、香川県農地機構に対して、貸付希望のある農地の貸借機会を損なうことがないよう、より積極的な受入れと、農地中間管理事業の推進を働きかけるとともに、同事業の対象外となる農地の利用や管

理の在り方、並びに本市の支援策について検討すること。

（２） 地域における水路機能の確保

地域における農業用水路の役割は、稲作などの水田以外にも、雨水排水や生活排水など環境の保全に大いに寄与している。

しかしながら、農業従事者の高齢化や減少に伴い、国の多面的機能支払交付金を活用しても、その受け皿となる農業者がいない地域では、水路の清掃及び管理などの維持活動が重い負担となっている。

そこで、農業用水路の機能を持続的に確保するため、地域の住民や組織など農業以外の者とも連携した仕組みづくりを構築すること。

また、地域環境の維持への住民意識の醸成を図る啓発チラシを作成するなどしてPRすること。

（３） 遊休農地の発生防止等の取組支援

農地の有効利用及び遊休農地の発生防止のための、本市の「高松市耕作放棄地発生防止土地改良事業」については、事業上限額（１か所当たり200万円）や補助率（集落営農組織が事業費の100分の85以内、それ以外は100分の75以内）の見直しと併せて補助要件の緩和を検討すること。

併せて、県の「遊休農地等利活用促進事業」（補助率は事業費の10分の6、中山間地域等は10分の6.5）についても、より一層活用されるよう、小規模農家への対応など、予算の増額や補助上限額の見直し等を、県に対して要請すること。

（４） 農地の適正な管理への取組強化

農業者の高齢化等による人手不足や不在地主の増加などにより発生する耕作放棄地は、雑草が繁茂し、草種等の飛散の発生など、近隣農地や周辺住宅等に悪影響を及ぼすケースが多く見受けられ、農業委員や農地利用最適化推進委員による取組だけでは改善が困難な状況であ

る。

そこで、遊休農地の発生防止・解消に向け、地域が主体性をもって取り組めるよう指導・推進の強化に努められたい。

(5) 草刈り等の維持管理組織の設置及び運営支援

遊休農地の増加により、雑草の繁茂による近隣トラブルが深刻化しており、一方では、狭小や不整形などの条件不利な農地であるため、借り手も見つからず、農地所有者が管理しようとしても、労力や資金面の理由から改善が困難となり、遊休化した農地が多く見られる。

そこで、市内における草刈り等の維持管理の委託を担う地域支援組織を設置し、その組織に対して運営資金を補助するなどの支援策を検討すること。

(6) 有害鳥獣被害に係る対策及び体制強化

農業経営において、有害鳥獣による被害は経済的損失に加えて、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加の一因になることが懸念され、農業生産に深刻な影響を及ぼしている。

中でも、近年、サル被害が増加しており、既存の侵入防止さくでは、サルの進入を防ぎきれないため、新たな支援策を検討すること。

また、鳥獣害対策に携わる人材の高齢化が急速に進んでいることから、新たな人材の育成・確保を強化すること。

3 新規参入等担い手に関する施策の改善について

(1) 新規就農の促進

新規学卒者のほか、U I J ターン等の就農希望者や定年帰農者など、意欲ある新規就農者の確保の重要性が高まっていることを踏まえ、営農技術の習得、資金や農地の確保、就農計画の作成支援、就農後の営農指導などについて、関係機関がきめ細かくサポートすること。

また、農業大学校や農業高校の生徒に対し、本市農業の魅力や支援

制度をPRするとともに、農業者や農業関係者との積極的な交流の場を提供し、本市での就農につながる就農相談支援を行うこと。

（２） 新規就農支援制度の活用支援

農業への人材の、より一層の呼び込みと定着を図るため、農林水産省が４年度に創設した新規就農者育成総合対策の中で、経営発展支援事業である農業機械・施設などの費用補助（補助対象事業費上限1,000万円のハード事業）のほか、経営開始資金150万円/年（就農開始後の最長３年間）や就農準備資金150万円/年（研修期間中の最長２年間）のソフト事業により、４０代以下の農業従事者の拡大を政策目標として掲げている。

その対象者はいずれも、就農時４９歳以下の認定新規就農者となるため、就農志望者の掘り起しや事業取組への誘導、地域計画への位置づけなど、漏れなく実施すること。

また、必要な予算を十分に確保すること。

（３） 集落営農組織の育成及び体質強化

地域計画において、農事組合法人や集落営農組織などの団体組織は、地域農業の担い手として重要な役割を担うが、構成員の高齢化により、後継者が途絶え、近い将来、深刻な担い手不足が予想される。

そこで、集落営農組織の育成や体質強化、後継者の確保を図るため、経営を担う人材の育成・確保、任意組織の法人化、組織運営などを誘導する支援員を地域ごとに配置するなど、迅速かつ的確に指導・助言ができる体制を構築すること。

（４） 女性農業者の支援並びに女性役員の登用推進

女性農業者や女性農業者で組織する団体は、ジビエ料理の創作など、多様な活動を通じて、地域の振興や活性化において、非常に重要な役割を果たしており、第５次男女共同参画基本計画では、農業委員、

J A 役員（経営管理委員）、土地改良区理事について、積極的な女性登用が求められている。

それらを踏まえ、女性農業者の研修機会の充実や農政への積極的な参加意識の醸成など、女性が農業の新たな担い手として、地域に定着し、活動しやすい場の創出に努めること。

また、女性役員数が少ない農業団体に対しては、引き続き、状況を改善するよう働きかけを行うこと。

（５） 農業承継登録制度の創設

新たに農業を始めるためには、農業機械や栽培用施設の購入など就農時に欠かせない大きな費用負担が生じる。

一方で、農業者の高齢化が進んでおり、子どもなどに農業経営が引き継がれないまま、離農する農業者も多く存在する。

そこで、新規就農者の負担を軽減するとともに、その農業機械や栽培用施設などを有効活用するため、後継者がいない農業者と新規就農者をマッチングする登録制度の創設について検討すること。

４ 農業・農村を取り巻くその他の施策の改善について

（１） スマート農業技術の普及支援

我が国の農業分野での労働力不足の解決策として、昨年１０月１日にスマート農業技術活用促進法が施行され、ＩＣＴやＡＩ等の導入とその活用、すなわちスマート農業の実践により、農作業の省力化や生産物の高品質化等の進展が大いに期待されるが、導入コストやオペレーターの確保などの課題もある。

本市では、農作業の省力化や農産物の高品質化を図る認定農業者や新規就農者等を対象に導入経費やシステム利用経費を補助しているが、農作業の省力化を図る農業用ドローンの活用を広く普及させるため、補助の対象範囲を認定農業者等の特定の農業者以外にも拡充すること。

また、操縦資格の取得に係る経費を補助対象とすること。

(2) ブランド力の強化及び6次産業化の推進

農産物の需要が減少する中で、農業者の所得及び生産意欲の向上を図り、農業が将来有望な産業として安定かつ継続的に発展することは、食料安全保障の観点から必要不可欠な取組であり、収益性が高い農産品の生産振興や高付加価値化が肝要となる。

そこで、高松産ごじまん品を始めとする、本市農産物の競争力を高めるために、6次産業化や農商工連携を進め、輸出に向けての農産物の価値を高める施策の推進と、更なる広報、周知、啓発活動を講じること。

(3) 農業分野における市民理解の醸成に向けた食育の推進

本年4月に国において「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、不安定な国際情勢による農産物の価格高騰を踏まえ、今後、国内での食料安全保障を主な取組とした様々な農業施策が実施される。

そこで、食料自給率の低迷から持続的な国内の食料生産が危ぶまれる中、それらの現状と危機意識の醸成を図るために、消費者である市民の農業生産現場への参加や、農作業体験の受入れなど、農業者とのふれあいを促す生産現場における食育の機会を増やすこと。

(4) 農業用資材・飼料・燃油等価格高騰に係る支援

円安や原油価格高騰の影響により、電気料金や灯油・ガソリン価格が上昇し、特に、肥料や飼料、農薬など農業資材の高騰は農業者の経営を直撃し、農業経営の全般にわたり深刻な影響を及ぼしており、既存の制度では現下の価格高騰に対して十分対応できていない。

そこで、持続可能な農業経営を目指す上で、農業者の所得を確保することは不可欠であることから、価格高騰対策に係る予算措置を講じるとともに、必要に応じて、国や県に更なる対策を要望すること。

(5) 農業委員会組織の体制強化

農地法を始め、農業経営基盤強化促進法や機構法など、近年の法改正や、農地及び農業委員会制度の改正などに伴い、農地政策上、農業委員会が重要視され、質・量ともにその役割と所管事務について拡大の一途をたどっている。

また、食料・農業・農村基本法の改正を受けて、食料安全保障に係る関係法令の改正や農業DXの積極的な推進を踏まえ、農業委員会の業務を、より適正かつ迅速に実施するために、農業委員会事務局の体制強化は必要不可欠であることから、農業委員会組織の体制強化として、事務局職員の増員について強く要望する。

(6) 農業DXの活用による農地管理

農業委員会では、農地法の規定に基づき、毎年8月頃に地域水田部会の協力の下、市内の全農地を対象に農地の利用状況を調査しているが、最近の異常気象による高温化や調査に従事する調査員の高齢化が大きな課題となっている。

一方で、国によれば、農業DXの一環として、その調査において衛星写真やドローン撮影の活用を推奨している。

そこで、本市においても、農地利用状況調査、中山間地域直接支払制度や多面的機能支払制度などに係る現地調査において、人工衛星を活用することにより、リアルタイムに近い画像診断を可能とする効率的かつ持続可能な農地管理を検討すること。

また、県にも農地管理における県下での衛星活用を要望すること。